

前橋市告示第461号

平成27年前橋市告示第814号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件）の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

令和4年7月4日

前橋市長 山 本 龍

別表省令第2条第1項第6号の項中「法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令」を「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令」に改める。